

巨理町荒浜漁港フィッシャリーナ使用許可条件

プレジャーボートの係留施設である荒浜漁港フィッシャリーナ（以下「本施設」という。）は、次の条件を付した上で、使用を許可する。

1 巨理町荒浜漁港フィッシャリーナ条例並びに巨理町荒浜漁港フィッシャリーナ条例施行規則及び本使用許可条件を遵守すること。違反した場合は、使用許可を取り消す場合がある。

施設の使用許可を受けようとする者は、あらかじめ使用許可申請書を提出しなければならない。

ただし、1日又は1回を単位として施設を使用する場合は、口頭で申請することができます。

2 本施設の基本は、「自己責任・自己管理」である。

本施設の使用許可は、プレジャーボートを係留するための設備の使用許可であり、プレジャーボートの保管契約ではありませんので、次の事項を遵守すること。

(1) 使用許可を受けたプレジャーボートが、鳥の海湾内及び本施設内において、暴風、豪雨、地震、地滑り、落盤その他の自然的現象、騒乱、暴動その他の人為的な現象などの不可抗力、遭難、衝突、その他の人災、火災、盗難、いたずらにより損害が生じた場合、町はその責任を負いません。自己の責任と経費で対応すること。

(2) 使用許可を受けた者又は使用許可を受けたプレジャーボートが本施設その他に損傷を与えたときは、速やかに町に届け出たうえで、町の指示に従い、自己の責任と経費で現状に回復すること。

(3) 使用許可を受けたプレジャーボートが、第三者に損害を与えた時は、使用許可を受けた者が自己の責任と費用で解決すること。

(4) 使用許可を受けた者は、台風、高潮等の異常気象により、使用許可を受けたプレジャーボートの安全性が確保できないと判断したときは、自己の責任で対策を講ずること。

(5) 使用許可を受けた者は、プレジャーボートの事故による対人賠償、対物賠償等を補填するプレジャーボート責任保険の加入を義務すること。

3 使用許可の期間は、4月1日から翌年の3月31日の1年間とする。

使用料（別紙）は、荒浜漁港フィッシャリーナ条例に基づく金額である。年度途中で使用許可を受けた場合は、月割で計算した使用料を、係留開始前の指定する期日まで納付すること。

使用許可を受けた者は、使用許可期間満了後も引き続き使用するときは、使用許可満了日前までに、使用許可申請を提出し、許可後に指定日までに利用料を納付すること。

使用料の改定がある場合は、事前に連絡を行うものとする。

なお、年度途中で解約した場合は、既に納付された使用料は返還を行わない。

4 町は、使用許可を受けたプレジャーボートが本施設の入艇時に、実寸の測定、所有者名義等の確認を行い、虚偽申請や齟齬がないことの確認を行う。

虚偽申請や齟齬があった場合は、使用許可を取り消すことができる。確認後許可証の交付を行う。

許可証がないと本施設を使用できないものとする。

5 使用許可を受けた者は、この権利を第三者に譲渡、転貸及び担保差入することはできないものとし、譲渡等をした場合は、使用許可を取り消すものとする。

6 使用許可を受けたプレジャーボートの所有者変更はできないものとし、その場合は、新たに許可が必要である。

7 使用許可期限を経過して係留はできません。保留している場合、航行の制限措置をとります。

8 使用許可を受けたプレジャーボートは、町が指定した場所のみ係留が可能であり、一時係留設備やその他の長期係留設備に係留できないものとする。

一時係留設備に係留した場合は別途料金が必要である。

使用許可を受けた者は、使用許可を受けたプレジャーボートが流出等しないように確実に係留すること。ま

た、町が指定する器具等以外は設置できないものとし、万一、設置したときは撤去、処分するものとする。
※バース保護フェンダーについてはこの限りではない。

- 9 本施設の使用時間は、24時間とする。また、管理時間は午前8時から午後5時までとする。
- 10 使用許可を受けた者は、漁業法に基づく漁業権や港則法の規定など関係法令を遵守すること。また、漁業者等の漁の妨げをしないこと。
- 11 荒浜漁港内では漁船などの多数の船舶が航行するため、十分注意した上で安全航行に努めること。
- 12 漁港の維持管理、その他公益上必要と認めるときは、直ちに係留を中止するよう命令することがある。また、町が主催又は後援等を行う行事の実施にあたり、当日、施設の利用制限や係留場所の移動を命じることがある。
- 13 消防法に違反するガソリン並びに危険物の持ち込みは禁止です。
- 14 使用許可を受けたプレジャーボートは、小型船舶検査による安全設備の他、所定の安全備品を必ず備えること。また、安全のため通信機器の設置を推奨する。
- 15 許可を受けたプレジャーボートの係留にあたっては、他人に迷惑をかけないなど、マナーを守ること。
- 16 本施設で営業行為又は業務を目的としたプレジャーボートは係留できない。
- 17 次の行為を行うものに対しては、本施設への入場を拒絶し、または本施設からの退場を命ずる。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を害する恐れがある者
 - (2) 他人に危害を及ぼしまたは迷惑になる恐れがある者
 - (3) 他人に危害を及ぼしまたは迷惑になる恐れがある動物その他を携帯する者
- 18 本施設内で行ってはいけない行為は次のとおりである。
 - (1) 遊泳や魚釣り
 - (2) 本施設内での火気の使用
 - (3) 廃棄物を放置または捨てること
 - (4) 急速力での航行または無謀な運転
 - (5) 許可を受けたプレジャーボート以外の係留
- 19 本施設内では、使用許可を受けたプレジャーボート以外（水上バイク等）の航行をしないこと。
- 20 本施設内での給油は原則として町の指定業者が行うものとする。
※ 指定業者……町内に本社がある給油所